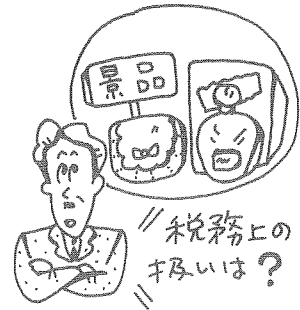




得意先に対する景品付販売にかかる費用

当社は化粧品製造業ですが、得意先の理容店、美容院などの大口消費者に対して販売業績を伸ばすために、景品付販売をしようと思っています。この場合、景品の交付費用は税務上どのような扱いになりますか。
(製造業・C社)



化粧品メーカーにとって、理容店、美容院は一般消費者となりませんので、その景品が少額物品でないかぎり、交際費等になります。

広告宣伝費

製造業者または卸売業者が、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用は、広告宣伝費になります。

ただし、大口消費者は一般消費者にはなりません。

例えば、医薬品の製造業者における医師または病院、化粧品の製造業者における美容業者または理容業者、建築材料の製造業者における大工、左官等の建築業者、飼料、肥料等の農業用資材の製造業者における農家、機械または工具の製造業者における鉄工業者は一般消費者にはならないのです。



少額な景品

ところで、その景品が少額物品であり、かつ、その種類および金額が製造業者または卸売業者で確認できるものである場合には、その景品の交付のために要する費用は交際費等になりません。

ご質問の場合

おたずねの景品付販売にかかる費用は、貴社の場合、得意先の大口消費者である理容店、美容院への景品付販売ですから、一般消費者にあてはまりませんので、その景品が少額物品になら

ないかぎり、景品の交付費用は交際費等として取り扱われ、広告宣伝費にならないと考えられます。



(参考となる法令など)

措通61の4(1)―5、61の4(1)―9

節税のポイント

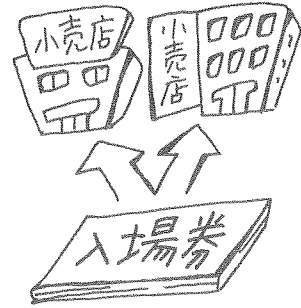
不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図するものは、広告宣伝費の性質を有するものとして取り扱われていますが、大口消費者の場合は、不特定多数の消費者になりませんので、注意してください。



売上高に比例して支出する観劇券

当社では、小売店に対して売上高に比例して観劇券を購入し、交付することになりました。その入場券を購入する費用は売上割戻しに該当するでしょうか。

(卸売業・C社)



売上比例の観劇券の交付費用は原則として交際費となります。

売上割戻し等と交際費等

一定期間に多額もしくは多量の取引を行った得意先に対し、売上げに比例して売上代金の返戻を行うことを売上割戻しといいます。法人が得意先に対して、売上割戻しの金銭を支出した場合、その費用は交際費等には該当しないものとなっています。

観劇への招待費用

しかしながら、法人が売上割戻しと同様の基準で計算したものであっても、その金銭を得意先に支出せず

意先に対する旅行や観劇等の招待費用とした場合には、旅行、観劇等に招待する費用は交際費等になります。

すなわち、たとえ売上割戻しと同様の基準で金銭が計算されようとも、得意先に対して金銭のまま支払われるか、旅行・観劇等の招待費用に形を変えてしまうかにより、交際費等として扱われるかが決まります。

この点、得意先に対する旅行、観劇等の招待費用に代えて、物品を交付した場合には、物品が得意先において棚卸資産や固定資産として使用されることが明らかであるか、購入単価がおおむね3,000円以下の少額物品である場合には、交付基準が売上割戻しの算定基準と同一であれば、物品交付費用は交際費等にしないことができます。

ご質問の場合

小売店に対して売上高に比例して観劇券を購入して交付するために支出した費用は、売上割戻しと同様の基準による観劇招待費用と異なりませんので、交際費として扱われることとなります。



(参考となる法令など)

措通61の4(1)ー3、61の4(1)ー4